○　公文書の公開状況

　練馬区情報公開条例における平成２７年度の公文書公開制度の運用状況は、つぎのとおりである。

１　公文書の公開の請求状況

　公文書の公開請求件数は１，１２２件で、平成２６年度の１，１７７件と比較して５５件減少した。また、請求者は３２６人で、平成２６年度の２８１人と比較して４５人増加した。請求内容では、「都市整備・建築・土木」に関するものが多く、全体の４１．９％を占めている。

　表１　公開請求内容別件数

|  |  |
| --- | --- |
| 公文書の内容 | 件数（件） |
| 都市整備・建築・土木 | ４７０ |
| 区政一般 | ２４０ |
| 教育 | １７７ |
| 児童福祉 | ９３ |
| 入札・契約など | ７６ |
| 社会福祉 | １１ |
| 保健・衛生・医療 | ２０ |
| 議会 | ２ |
| 環境・清掃 | ３３ |
| 合　計 | １，１２２ |

表２　公開請求者の内訳

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 請求者数（人） | 件数（件） |
| 区内個人 | ７４ | ２３２ |
| 区外個人 | ６５ | ３０１ |
| 区内法人等 | ４５ | ２２６ |
| 区外法人等 | １４２ | ３６３ |
| 合　計 | ３２６ | １，１２２ |

表３　公開請求目的別件数

|  |  |
| --- | --- |
| 請求目的 | 件数（件） |
| 営業活動 | ８４３ |
| 区政の監視、区民参加 | １５３ |
| 私的利害の調整 | ４３ |
| 学問的な調査・研究 | ２５ |
| 請求目的の記載なし | ５８ |
| 合　計 | １，１２２ |

２　公文書の公開の請求に対する公開決定等の状況など

　請求件数（不存在と取下げを除く。）に対して公開件数（部分公開の件数を含む。）が占める割合である公開率は９９．７％だった。また、公文書公開に関する不服申し立てはなかった。

表４　公開請求処理状況

|  |  |
| --- | --- |
| 処理状況 | 件数（件） |
| 全部公開 | ５１６ |
| 部分公開 | ５２３ |
| 非公開 | ２ |
| 不存在 | ３５ |
| 存否応答拒否 | ０ |
| 取り下げ | ４６ |
| 合　計 | １，１２２ |

表５　公開請求に対する非公開の理由別件数

|  |  |
| --- | --- |
| 非公開とした理由 | 件数（件） |
| 個人に関する情報で、特定の個人が識別されうるもの | ２４９ |
| 法人等に関する情報で、法人等の正当な利益を害すると認められるもの | １７６ |
| 公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあるもの | ２ |
| 審議・検討・協議に関する情報で、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの | ０ |
| 事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの | １８３ |
| 法令等の規定によって公開できないと認められるもの | ０ |
| 他の制度との調整 | １ |

　※　同一の公文書に、複数の理由が含まれているものがある。

表６　公開諾否の決定に要した期間

|  |  |
| --- | --- |
| 公開諾否の決定期間 | 件数（件） |
| 即日決定したもの | ０ |
| 1週間までに決定したもの | ２９ |
| ２週間までに決定したもの | ３１１ |
| １５日かかったもの | ５３８ |
| 決定期間を延長したもの | １９８ |
| 取り下げられたもの | ４６ |
| 合　計 | １，１２２ |

○　個人情報保護制度の運用状況

　練馬区個人情報保護条例における平成２７年度の個人情報保護制度の運用状況は、つぎのとおりである。

１　自己情報の開示等の処理状況

　自己情報の開示等請求件数は２９９件で、平成２６年度の１１０件と比較して１８９件増加した。また、請求者は９０人で、平成２６年度の５７人と比較して３３人増加した。

　表７　自己情報の開示等請求状況

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　分 | 請求者数（人） | 件数（件） |
| 区民 | ６９ | １９８ |
| 区民以外の者 | ２１ | １０１ |
| 合　計 | ９０ | ２９９ |

表８　開示等請求処理状況

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 開示等請求処理状況 | | 件数（件） |
| 開示請求 | 全部開示 | １３８ |
| 部分開示 | １３２ |
| 全部非開示 | ０ |
| 不存在 | ２３ |
| 存否応答拒否 | １ |
| 取り下げ | ４ |
| 訂正請求 | | ０ |
| 目的外利用中止請求 | | ０ |
| 外部提供中止請求　※ | | １ |
| 合　計 | | ２９９ |

　※　外部提供中止請求は「応じられない」と処理している。

表９　諾否の決定に要した期間

|  |  |
| --- | --- |
| 諾否の決定期間 | 件数（件） |
| 即日決定したもの | ０ |
| 1週間までに決定したもの | ２９ |
| ２週間までに決定したもの | １７４ |
| １５日かかったもの | ７８ |
| ２０日かかったもの | １ |
| 決定期間を延長したもの | １３ |
| 取り下げられたもの | ４ |
| 合　計 | ２９９ |

２　業務の登録の状況

　個人情報を収集する目的や利用方法を明らかにするため、個人情報を扱う区の業務を登録している。平成２８年３月末現在の登録数は５０１件である。

３　個人情報ファイルの登録の状況

　実施機関は、個人情報ファイルを保有しようとするときは、個人情報ファイルの名称、利用目的、記録項目、記録される個人の範囲等を登録している。平成２８年３月末現在の登録数は２７８件である。

４　業務の委託の状況

個人情報を取り扱う業務の処理を区の機関以外のものに依頼しようとするときは、あら

かじめ「情報公開および個人情報保護運営審議会（以下「審議会」という。）」の意見を聴くとともに、個人情報の保護に必要な措置を講じている。平成２８年３月末現在の外部委託の業務数は５８６件である。

５　目的外利用および外部提供の状況

　個人情報は、収集した目的の範囲内で利用するのが原則である。ただし、本人が同意している場合や法令で認められている場合、審議会が必要であると認めた場合などに限り、区の内部でほかの目的に利用したり（目的外利用）、区の外部に提供したり（外部提供）することができる。平成２７年度の目的外利用の延べ人数は２１１，９３４人、外部提供の延べ人数は２６１，６５３人である。

６　区の電子計算組織と区以外の電子計算組織との結合状況

　実施機関は、管理個人情報を提供し、または提供を受けるため、区の電子計算組織と区の機関以外のものの電子計算組織とを通信回線等により結合するときは、あらかじめ審議会の意見を聴いている。平成２８年３月末現在の結合件数は６８件である。

７　特定個人情報保護評価における第三者点検の実施状況

第三者点検の実施のために設置した「特定個人情報保護評価等実施委員会」による点検を下記のとおり実施した。

　表10　全項目評価（３事務）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 第三者点検事務名 | 所管課名 | 点検実施日 |
| 個人住民税の賦課及び徴収に関する事務 | 税務課・収納課 | 平成27年7月6日 |
| 予防接種に関する事務 | 保健予防課 | 平成27年8月17日 |
| 国民健康保険に関する事務 | 国保年金課 | 平成27年8月17日 |

表11　重点項目評価（４事務）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 第三者点検事務名 | 所管課名 | 点検実施日 |
| 児童手当の支給に関する事務 | 子育て支援課 | 平成27年8月17日 |
| 介護保険事務 | 介護保険課 | 平成27年8月17日 |
| 後期高齢者医療制度に関する事務 | 国保年金課 | 平成27年8月17日 |
| 国民年金に関する事務 | 国保年金課 | 平成27年8月17日 |